

交通災害共済

保障制度 1口～16口

交通災害共済「基本制度 4口」にご加入の方で、 通院・手術の保障など、さらに充実した保障をご希望の方

保障制度は、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とし、ポストライフを契約者とする「交通事故傷害保険」の団体契約です。
保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として契約者が有します。



加入内容を ご確認ください

ご加入いただく前にご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
申込書兼加入依頼書の記載事項等につきましては重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
ご不明な点等ございましたら、ポストライフサービスセンター(☎0120-562-105)までお問い合わせください。

● 保障の範囲

被共済者が、次に定める交通事故等により傷害を被った場合に共済金をお支払いします。

- ① 運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- ③ 乗客として駅の改札口に入ってから出までの駅構内における事故
- ④ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- ⑤ 交通乗用具の火災による事故 等



● 保障内容と共済掛金額

保障の種類	1口あたりの保障金額	共済掛金額 (1口あたり)	
		年 払	550円
死 亡	65万円	半年払	275円
後遺障害	26,000円～65万円 [東京海上日動火災保険(株)交通事故傷害保険普通保険約款別表1]に該当する場合	月 払	49円
入 院	実日数1日あたり800円 (事故日より180日以内で180日を限度)	※払込方法の「月払」・「半年払」は、被共済者全員の共済掛金の合計額が年額9,000円未満の場合、ご利用いただけません。	
手 術	入院中以外の手術: 4,000円 入院中の手術: 8,000円		
通 院	実日数1日あたり500円 (事故日より180日以内で90日を限度)		

※むちうち症、腰痛等で医学的覚所見のないものは、共済金をお支払いしません。
※「通院」については、医師の治療を受けられた場合に共済金をお支払いします。
※入院、手術、通院共済金支払いを受ける場合は、医師法に定める医師の治療を受けていただく必要があります。この場合の治療の範囲には、原則としては、火災・マツサージ・カイロプラクティック等は含まれません。
※詳細は、東京海上日動火災保険株式会社の「交通事故傷害保険」約款によります。

※本制度は団体割引 30%、損害率による割引 33%(年払)、35%(半年払・月払)を適用しています。なお、被共済者(保障の対象となる方)ご本人の人数により、共済掛金、保障金額等の条件を変更することがあります。
※共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

● 共済期間

新規加入者

2014年1月1日午前0時
～2015年1月1日午後4時まで

※保障制度は共済期間中の中途加入および増口・減口ができません。

● ご加入いただける方

基本制度「4口」にご加入の方 ※保障制度のみの加入はできません。

ただし、ポストライフ組合員本人およびそのご家族(配偶者・子・両親・兄弟姉妹・および組合員本人と同居の親族)に限ります。

● ご加入いただける口数

被共済者1人につき、1口～16口

◆基本制度「4口」に加えて、保障制度「1口～16口」までご加入いただけます。